

令和7年12月4日
株式会社 但馬銀行

I C キャッシュカードおよびバンクカード Visa における 生体認証取引の終了について

株式会社但馬銀行は、A T Mご利用時に生体認証取引を提供しておりましたが、令和8年3月から順次取扱いを終了することといたしました。

また、これに先立ち、令和7年12月30日をもちまして、I C キャッシュカードおよびバンクカード Visa における生体認証登録の新規受付を終了いたします。

今後とも、安心・安全なサービスの提供に努めて参りますので、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

記

1. 生体情報新規登録終了日 令和7年12月30日（火）

2. 生体認証取引終了日 令和8年3月以降
A T M毎に順次、生体認証取引を停止します

3. ご留意事項

- ・現在お持ちの I C キャッシュカード、バンクカード Visa は引き続きご利用いただけます。
- ・1日あたりの限度額が「I C チップ取引」または「磁気ストライプ取引」のご利用限度額の範囲内となりますので、限度額の変更を希望されるお客様は、当行窓口で限度額の変更のお手続きをお願いいたします。

【1日あたりの現金のお引出し限度額・ご利用限度額】

| 取引区分 | 当行の定める限度額 | | 変更できる利用限度額の範囲 | |
|-----------|---------------|--------|---------------|---------|
| | 現金お引出し 限度額 | ご利用限度額 | 現金お引出し 限度額 | ご利用限度額 |
| 生体認証取引 | 200万円 | 500万円 | 0～200万円 | 1,000万円 |
| I C チップ取引 | 100万円 | 100万円 | 0～200万円 | 200万円 |
| 磁気ストライプ取引 | 50万円 | 100万円 | 0～200万円 | 200万円 |

←取扱終了

- ・「I C チップ取引」および「磁気ストライプ取引」のご利用限度額を0円に変更されているお客様は、当行窓口で限度額の変更のお手続きをお願いいたします。限度額を変更されない場合は、A T Mでのお取引ができなくなります。

以 上

本件に関するお問い合わせ

0120-164-230 (フリーダイヤル)

受付時間／平日 9：00～17：00

(ただし、銀行休業日を除く)